

事務連絡
令和2年6月3日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

民法の一部を改正する法律等の施行について（周知）

平素より私立学校行政の推進に御協力を賜り、ありがとうございます。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。以下「改正法」という。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）及び労働基準法の一部を改正する法律（令和2年法律第13号）が本年4月1日に施行されました。これらの改正内容には消滅時効の期間の見直し等が含まれており、私立学校に関わる主な内容及び留意点は以下のとおりであるので、所管省庁のホームページ等を参考に、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の学校法人に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対する周知をお願いします。

記

第1 民法（明治29年法律第89号）の一部改正

1. 消滅時効の期間（第166条・第167条関係）

職業別の短期消滅時効が廃止され、債権一般について、①権利を行使することができることを知った時から5年、②権利を行使することができる時から10年、のいずれか早い方の経過によって時効が完成することとされたこと（第166条）。これに伴い、①については、例えば、在学契約に係る学納金債権（従前は2年）、奨学金の消費貸借契約に係る奨学金債権（従前は10年）、附属病院の診療契約に係る診療報酬債権（従前は3年）等による消滅時効の期間の違いがなくなり、5年に統一化されたこと。

ただし、人の生命・身体の侵害及び人の生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、①損害及び加害者を知った時から5年、②権利を行使することができる時から20年、とする特則が設けられたこと（第167条・第724条の2）。これに伴い、学校法人の安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任について、債務不履行を根拠とするか（従前は①5年、②10年）、不法行為を根拠とするか（従前は①3年、②除斥期間として20年）による消滅時効の期間や取扱いの違いがなくなったこと。

なお、4月1日より前に債権が生じた場合（その原因となる法律行為が4月1日より前にされた場合を含む。）には、原則として改正法による改正前の民法が適用され、それ以外の場合には、改正後の民法が適用されること（改正法附則第10条第1項）。

2. 個人包括根保証の禁止の対象拡大（第465条の2）及び主債務の履行状況に関する情報提供義務（第458条の2）

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその効力を生じないものとされたこと（第465条の2第2項）。これに伴い、各大学においては、例えば、入学時において在学契約や寄宿舎の賃貸借契約等に基づき学生が負う各種債務（不特定の場に限る。）を主たる債務としてその保護者等との間で締結される保証契約は、個人根保証契約として極度額の設定等の対応を行うことが望ましい。なお、極度額は確定額を記載する必要があるところ、原則として当事者間で決定するものであること。

また、債権者には、保証契約の保証人の請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本、利息等の不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に対して提供する義務が課されたこと（第458条の2）。これに伴い、各大学においては、保証人に対する照会窓口の設定等の対応を行うことが望ましい。

なお、4月1日より前に締結された契約には改正前の民法が、同日以後に締結された契約には、改正後の民法が適用されること。

3. 定型約款に関する規定の新設（第548条の2～第548条の4関係）

定型取引に際し、①定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合、②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に表示していた場合には、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても合意したものとみなし、相手方の利益を一方的に害すると認められる条項を除き、契約内容となるものとされたこと（第548条の2）。

定型取引の定型約款の一方的な変更については、①変更が相手方の一般の利益に適合する場合、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更の定めの有無その他の事情に照らして合理的な場合には、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、契約内容を変更することができるものとされたこと（第548条の4）。

これらについては、契約成立時に相手方の請求に応じて定型約款の内容を提示することや（548条の3第1項）、変更後の定型約款の内容、効力発生時期等をインターネット等により周知すること（548条の4第2項）も義務付けられたこと。

これに伴い、各大学においては、不特定多数の在学生に適用される学則等の諸規程について、定型取引における定型約款に該当しうることも考慮し、入学時に定型約款を契約内容とする意思表示の確認の手続をとることや、当該諸規程の内容とその改正履歴をホームページに掲載することが望ましい。

また、授業料等や修学支援等の内容は、学生や保護者が、入学等を検討する上で重要な情報であることを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令 11 号）第 172 条の 2 の規定において、インターネット等により公表が義務付けられている大学の教育研究活動等の状況についての情報に含まれていることに留意すること。

なお、定型約款については、4 月 1 日より前に締結された契約であっても、原則として改正後の民法が適用されること。

第 2 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の一部改正

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の私立学校教職員共済法において、掛金徴収権及び還付請求権の消滅時効の起算点について、権利を行使することができる時からされたこと（第 34 条）。具体的には、掛金徴収権の消滅時効についてはその納期限の翌日が、徴収決定額の更正減額又は取消しによる還付請求権の消滅時効については当該処分をした日の翌日が、それぞれ起算点となり、従前の取扱いと変わらないこと。

第 3 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の一部改正

賃金請求権の消滅時効期間について、民法を踏まえて 5 年（従前は 2 年）を原則としつつ、労使関係への影響に鑑み、当分の間、3 年とすることとされたこと（第 115 条・第 143 条）。賃金台帳等の記録の保存期間についても、賃金請求権の消滅時効期間と同様、5 年（従前は 3 年）としつつ、当分の間、3 年とすることとされたこと（第 109 条・第 143 条）。また、消滅時効の起算点は賃金支払日と明記されたこと（第 115 条）。なお、退職手当の請求権の消滅時効期間については、現行の 5 年が維持されたこと。

以上

参考資料

- ① 法務省ホームページ（民法関係）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

- ② 厚生労働省ホームページ（労働基準法関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00037.html

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線2533）